令和6年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく
認知症施策のあり方に関する調査研究事業」

都道府県・市町村向け
認知症施策推進計画策定の手引き
別添資料

各市町村での認知症地域支援推進員の
位置づけ・役割の検討にあたって

令和7年3月

株式会社 日本総合研究所

目　次

別添資料の位置付け……1
１．市町村計画における認知症地域支援推進員の位置づけ……2
1.1.　市町村計画策定にあたり、認知症地域支援推進員の位置づけ・役割を検討することの重要性 ……2
２．認知症地域支援推進員に期待される活動とその留意点……5
2.1.　国の基本計画における認知症地域支援推進員に期待される活動と留意点 ……5
2.2.　認知症地域支援推進員が担い得るその他の活動 …… 10

別添資料の位置付け

今後の市町村における認知症施策では、認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価することが重要です。認知症地域支援推進員には、認知症の人の声を起点として、認知症の人や家族等と共に市町村における認知症施策を推進する役割が期待されています。一方、その活動内容は多岐にわたり、自治体によって、人数・配置形態も多様性が大きいものとなっています。結果として、認知症地域支援推進員の位置づけ・役割が明確でない、あるいは、地域の関係者にその位置づけ・役割が十分伝わっていない可能性もあります。

各市町村が認知症施策推進計画を検討・策定するにあたっては、各市町村にとって重要な施策をどのように推進していくべきか、その推進体制についても改めて検討する必要があります。とりわけ、この計画策定を契機に、各市町村において共生社会の実現に向け、期待される認知症地域支援推進員の位置づけ・役割を明確にすることが重要です。また、地域の認知症の人と家族等をはじめ、地域の住民や企業、専門職、行政関係部署等に、認知症地域支援推進員の位置づけ・役割を明確に伝えていく必要もあります。

今後の市町村における認知症施策を協働して推進していくにあたり、改めて、各市町村で市町村担当者と認知症地域支援推進員が共に話し合うことからはじめましょう。各市町村でどのような地域をめざすのか、そのために地域のなかで認知症地域支援推進員はどのような位置づけで、どのような役割を担うことが必要か、市町村担当者と認知症地域支援推進員が話し合い、わがまちならではのビジョンとミッションを自分たちの言葉で描きだし、共有することが大切です。

別添資料「各市町村での認知症地域支援推進員の位置づけ・役割の検討にあたって」では、基本計画の内容を踏まえつつ、認知症地域支援推進員の位置づけ・役割について話し合う際のヒントとなる考え方等を整理しています。この別添資料が、各市町村において、市町村担当者と認知症地域支援推進員が対話を重ね、共生社会の実現を目指し、認知症施策を協働して推進していくために期待される認知症地域支援推進員の位置づけ・役割を検討・議論する際の参考となれば幸いです。

1．市町村計画における認知症地域支援推進員の位置づけ

1.1. 市町村計画策定にあたり、認知症地域支援推進員の位置づけ・役割を検討することの重要性

- 認知症地域支援推進員には、認知症の人の声を起点として、認知症の人や家族等と共に市町村の認知症施策を推進する役割が期待されています。
- 市町村の認知症施策を推進するにあたって必要な機能の整理の方法の一つとして、以下の３つに整理することができます。
  - 【相談支援・個別支援】
    認知症の人の意向を十分に尊重し、相談支援・個別支援を行う機能
  - 【地域づくり】
    生活ニーズ・支援ニーズをもとに地域づくりを担う機能
  - 【認知症施策全体のデザイン】
    市町村における認知症施策全体をデザインする機能
- この【相談支援・個別支援】、【地域づくり】、【認知症施策全体のデザイン】について、どのような体制・役割分担で認知症施策を推進しているのか、また、そのなかで、認知症地域支援推進員がどのような位置付けで、どのような機能を主に担っているかは、市町村によってさまざまです。市町村ごとに計画を策定し、認知症施策を見直すタイミングでは、今後、どのような体制・役割分担で市町村の認知症施策を推進していくべきかを市町村の担当者と認知症地域支援推進員が話し合い、明確にしていく必要があります。各市町村における認知症地域支援推進員のこれまでの活動や担ってきた機能を踏まえ、認知症地域支援推進員が持っている力を最大限発揮できるよう、今後の認知症施策の推進体制と、そのなかでの認知症地域支援推進員の位置付け・役割を改めて明確にし、認知症施策を共に推進するための体制整備を進めることが非常に重要です。
- なお、今後の市町村ごとの推進体制を検討する際、【相談支援・個別支援】、【地域づくり】、【認知症施策全体のデザイン】は別個に検討・実践を進めるものではなく、【相談支援・個別支援】の延長に【地域づくり】があり、【相談支援・個別支援】、【地域づくり】を踏まえて【認知症施策全体のデザイン】が行われるというように相互に連動しあうことを意識することが必要です。認知症地域支援推進員には、【相談支援・個別支援】、【地域づくり】、【認知症施策全体のデザイン】の橋渡しをするような大切な役割が期待されています。

図表１　市町村の認知症施策の推進にあたり必要な機能

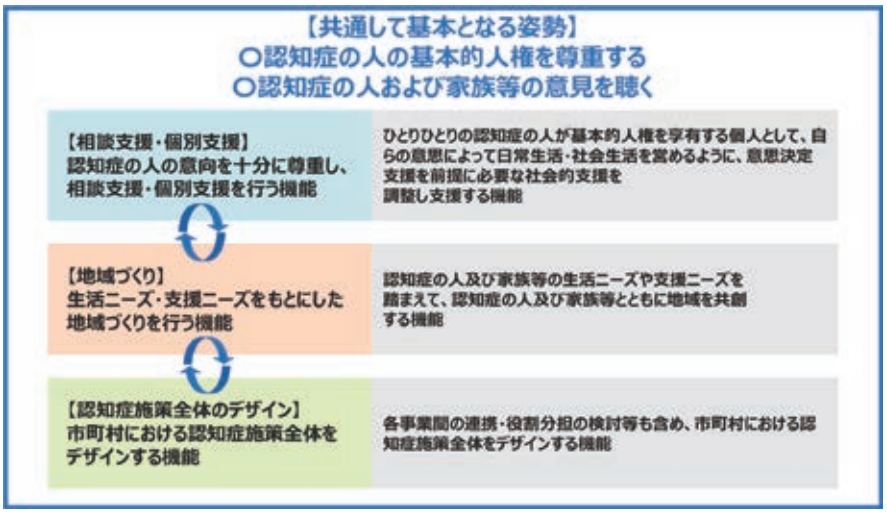

- 市町村の認知症施策の推進にあたっては、【相談支援・個別支援】、【地域づくり】、【認知症施策全体のデザイン】すべてに共通して、認知症の人の基本的人権を尊重すること、認知症の人および家族等の意見を聴くことが基本となります。また、認知症の人や家族等の声は、単発ではなく、継続して聴くことが非常に重要です。認知症地域支援推進員の活動も、地域で暮らす認知症の人や家族等と出会い、共に過ごし、話し合う体験を起点として広がることが期待されています。認知症地域支援推進員の配置形態に応じた機能や強化、連携状況、課題等については、令和４年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究」（社会福祉法人浴風会　認知症介護研究・研修東京センター）にて整理されていますので、参照ください。
- なお、他の業務と兼務している認知症地域支援推進員が多いことにより、地域の認知症の人やその家族等と向き合うことができていない場合があることを踏まえ、令和７年度から、認知症総合支援事業において、「自治体において専任の認知症地域支援推進員（定年退職した介護施設・事業所の認知症介護指導者、育児や介護のためにフルタイムで勤務するのが難しい地域包括支援センターに勤務していた社会福祉士等を想定）を配置する際の経費を補助すること」が可能となっています。詳細は、令和７年度厚生労働省予算案（p.58-59）を参照ください。

参考：「令和４年度厚生労働省老人保健健康増進等事業『認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究』（社会福祉法人浴風会　認知症介護研究・研修東京センター）」
https://www.mhlw.go.jp/content/001242261.pdf

「令和７年度厚生労働省予算案」
https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25syokanyosan/dl/01-06.pdf

2．認知症地域支援推進員に期待される活動とその留意点

2.1. 国の基本計画における認知症地域支援推進員に期待される活動と留意点

- 国の認知症施策推進基本計画では、認知症地域支援推進員にその推進が期待される、あるいは認知症地域支援推進員が関わる施策・活動として、さまざまなことが挙げられています。これらを整理すると、以下のA）～D）に整理することができます。

  A）認知症の人や家族等への適切な個別支援の実施

  B）認知症の人や家族等が互いに支え合う活動の推進

  C）認知症の人の社会参加の機会の確保

  D）若年性認知症の人への支援

図表２　国の基本計画における認知症地域支援推進員に期待される活動

推進員に期待される活動	認知症施策推進基本計画における記載（抜粋）
A） 認知症の人や家族等への 適切な個別支援の実施	基本的施策５．保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 （2）保健医療福祉の有機的な連携の確保 １．独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関等について、地域の実情に応じた機能や、連携の強化を図る。 ３．各市町村において、地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員が適切に配置され、認知症カフェ、本人ミーティング、ピアサポート活動、意思決定支援、診断後支援等の個々の認知症の人や家族等に応じた施策を推進する。さらに、認知症地域支援推進員が、個々の認知症の人や家族等に寄り添った活動ができるよう環境を整備する。
B） 認知症の人や家族等が 互いに支え合う活動の推進	基本的施策３．認知症の人の社会参加の機会の確保等 （1）認知症の人自らの経験等の共有機会の確保 １．認知症の人が診断後早い段階で認知症の当事者に出会い、その経験に触れられるよう、ピアサポート活動等を推進するとともに、ピアサポート活動等につなぐため、地域の実情に応じた認知症地域支援推進員の適切な配置や、認知症地域支援推進員と関係機関との連携を推進する。 基本的施策６．相談体制の整備等 （2）認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言 １．認知症の人や家族等が出会い、交流し、互いに支え合う活動を支援するため、地域の実情に応じた認知症施策の要となる認知症地域支援推進員の適切な配置や認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援、認知症の人と家族への一体的支援事業等を推進するとともに、認知症の人や家族等に必要な情報が提供されるよう認知症ケアパスの作成・更新・周知を促進する。
C） 認知症の人の社会参加の 機会の確保	基本的施策３．認知症の人の社会参加の機会の確保等 （2）認知症の人の社会参加の機会の確保 １．認知症の人の社会参加機会の確保が進むよう、本人ミーティングや認知症希望大使など認知症の人の声が発信される機会の創出を促進するとともに、社会参加を契機として、引きこもりがちな認知症の人やその家族へのピアサポート活動等を推進する。その際、認知症地域支援推進員が企画調整や相談・支援体制づくりを行うことができるよう支援するとともに、関係者と連携し、広域の市町村（特別区を含む。以下同じ。）でも社会参加の機会の確保が図られるようにする。
D） 若年性認知症の人への支援	基本的施策３．認知症の人の社会参加の機会の確保等 （3）多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等 ３．若年性認知症の人や家族等のニーズ、若年性認知症の人が生活する地域の資源に応じた支援を行うため、若年性認知症支援コーディネーターが認知症地域支援推進員や地域包括支援センターの職員に対して支援を行うこと、認知症地域支援推進員が若年性認知症支援コーディネーターに対して地域のピアサポート活動の情報等を紹介すること、若年性認知症支援コーディネーター等と企業の産業医や両立支援コーディネーター等による連携した対応を行うことなどを推進する。

- 認知症地域支援推進員だけですべての活動を推進する必要はなく、各市町村の状況やこれまでの認知症地域支援推進員の活動を踏まえ、認知症地域支援推進員を含めた関係者が最大限の力を発揮できる推進体制、役割分担、連携のあり方を検討することが重要です。以降では、A）～D）の推進体制、役割分担、連携のあり方を検討するにあたっての留意点や、そのなかで認知症地域支援推進員が担い得る役割の例を記載しています。
  ・具体的な認知症地域支援推進員の活動事例については、厚生労働省の平成30年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業における「認知症地域支援推進員　活動事例集」（社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター）や認知症介護研究・研修センター（東京、大府、仙台）が運営する「認知症介護情報ネットワーク」等を参照ください。

  参考：「平成30年度老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業の成果物『認知症地域支援推進員　活動事例集』（社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター）」
  https://www.mhlw.go.jp/content/001242272.pdf

  「認知症介護情報ネットワーク」
  https://www.dcnet.gr.jp/support/research/center/detail_20230410_center_1.php

A）認知症の人や家族等への適切な個別支援の実施

【体制を検討するうえでの留意点と認知症地域支援推進員が担い得る役割例】

●認知症の人の意思に基づいた個別支援が徹底できるチーム作り

- 認知症の人が住み慣れた地域で希望に沿った生活を送るために、「本人の意思の尊重」の原則を踏まえ意思決定支援を徹底することが重要です。家族や支援者などが、認知症の人の安全面などを考慮した結果、認知症の人の意思が十分に確認・尊重されないまま意思決定が行われる状況が依然として存在することがあります。暮らしのなかのあらゆる場面で、認知症の人の意思が尊重されるよう、意思決定支援チームの体制を整え、チームとして適切に個別支援を行うことが重要です。

- 認知症地域支援推進員の役割としては、認知症の人が意思決定をする場に足を運び、共に過ごしたり、認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動等の場を通じて、認知症の人が意思を表明しやすい環境を整えたりすることも考えられます。
- 意思決定支援チームの一員として、意思決定支援チームで情報を共有し、再度認知症

の人の意思決定支援の方法について話し合う機会を積極的に確保することも、考えられる認知症地域支援推進員の役割の１つです。

●認知症の人の「日常生活、社会生活を支える」観点での連携のあり方

- 認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、認知症の人の声を起点に、日常生活、社会生活を支えることは個別支援の重要なポイントです。
- 認知症の人の安全面などを考慮して過剰に医療・福祉サービスの利用を勧めることや、緊急対応が必要でなくなったにも関わらず必要以上の医療・福祉サービスを利用し続けてしまうことは避けるべきです。認知症の人が適時に適切な医療・福祉サービスにつながれるよう支援することは重要ですが、サービスにつなぐことだけではなく、認知症の人が地域生活を継続できるような体制や連携のあり方を意識する必要があります。認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センターなどの認知症に関わる関係者は勿論、必要に応じて、他事業（例：生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業（※都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引きP.118参照））の関係者との連携も考える必要があります。また、認知症地域支援推進員が行う個別の相談・支援では、認知症以外の多様な精神的健康問題に直面している人と出会うことも少なくありません。必要に応じて精神保健福祉相談事業との連携も視野に入れておく必要があります。

- 医療・福祉サービスとの連携だけでなく、日常生活や社会生活のフィールドである地域のなかでのインフォーマルなつながりを充実させることも認知症地域支援推進員が担い得る重要な役割です。認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動等の場の醸成だけでなく、生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーター等との連携により、認知症になってからも、それまで通っていた地域の通いの場等に通い続けられるような地域づくりも非常に重要です。
- 地域住民や他事業（例：生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業（※都道府県・市町村向け認知症施策推進計画策定の手引きP.118参照））の担当者に対して、認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深めることは、認知症の人がこれまでも参加してきた活動に継続して参加し続けられるような地域づくりにつながります。こうした啓発も認知症地域支援推進員が担い得る役割の１つとして考えられます。
- 認知症地域支援推進員として把握した認知症の人や家族等のニーズを市町村に共有し、さまざまな関係者の連携のあり方について、市町村に提案することも認知症地域支援推進員の役割の１つとして考えられるでしょう。

B）認知症の人や家族等が互いに支え合う活動の推進

【体制を検討するうえでの留意点と認知症地域支援推進員が担い得る役割例】

●認知症の人や家族等のニーズを踏まえた活動の推進

- 認知症の人が孤立することなく、生きがいや希望をもって暮らすために、認知症カフェやピアサポート活動等、経験を共有する当事者同士が互いに支え合う活動を推進し、認知症の人と家族等への支援を強化することは非常に重要です。
- しかし、これらの活動はあくまで認知症の人の声を起点として、そのニーズに基づいて実施されることが重要です。既存の活動に、認知症の人を当てはめたり、活動の実施そのものが目的化したりしないように留意しつつ、認知症の人の声を起点とした活動が、地域で広がっていく、そのための体制が求められます。

- 認知症地域支援推進員は個別支援等を通じて認知症の人や家族等がもっているニーズを把握し、ニーズに基づいた認知症カフェ等の創出ができる環境を整備する役割を担うことが考えられます。
- また、「認知症カフェやピアサポート活動を開始したものの、参加者がいない」等の状況をなるべく避けるためにも、本来の目的に照らし、認知症の人や家族等のニーズを踏まえた活動を、当事者や地域住民と共に丁寧に推進することも認知症地域支援推進員の担い得る役割です。
- 認知症施策推進基本計画では「認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価する」ことの重要性が記載されており、現場で拾い上げた認知症の人や家族等のニーズを市町村の認知症施策全体のデザインの検討に生かすことも、認知症地域支援推進員の役割として考えられます。

C）認知症の人の社会参加の機会の確保

【体制を検討するうえでの留意点と認知症地域支援推進員が担い得る役割例】

●認知症の人の声を起点とした社会参加の機会を確保するための多様な関係者との連携体制の構築

- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすために、日常生活のなかでの多様な社会参加の機会が確保されることは重要です。人それぞれの生きがいや希望は異なるため、社会参加のもつ意味や最適な方法も多様であることをよく理解し、認知症の人の声を起点とした活動を推進するべきです。
- 「社会参加」は、就労やボランティア・市民活動等への参加のみに限定されるもので

はありません。「社会参加」の意味を深く理解し、その範囲を広く捉える必要があります。暮らしのなかにある活動（例：散歩の際に近所の人と挨拶をする、床屋に行く、これまでと同じお店に買い物に行く、バスに乗って出かける等）を続けることも「社会参加」の１つです。また、本人ミーティングへの参加や認知症希望大使としての活動を通じた「本人発信」も、認知症の人の「社会参加」の具体的な活動といえます。

- 認知症の人が社会に参加し続けることが、意味のある人と人とのつながりをつくり、地域のなかで認知症の人が必要としていることを発信する、さらには暮らしのなかのバリアに社会が気付く機会にもつながります。認知症の人の社会参加により、地域全体の新しい認知症観の実感的理解が深まることも期待できます。認知症の人の声を起点とした社会参加の検討・実現にあたり、活動を通じて得た認知症の人や家族等のニーズを社会参加活動や市町村の施策の検討に生かしていくことが重要です。
- こうしたことを実現するには、地域の商店や民間事業者を含めた暮らしに関わるさまざまな関係者と連携することが必要です。

- 個別支援等を通じて、どのような社会参加が「生きがいや希望をもって暮らす」ことにつながるのかを、認知症の人や家族等の声・ニーズを聞きながら、共に考えていくことは、認知症地域支援推進員が担い得る役割の１つです。
- 認知症の人や家族等と出会える場や機会を創出することを通じて、地域住民や企業等が認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること（普及啓発活動等）も、認知症地域支援推進員の役割として考えられます。認知症の人や家族等が社会参加をするにあたってのバリアを減らすことにつながるでしょう。

D）若年性認知症の人への支援

【体制を検討するうえでの留意点と認知症地域支援推進員が担い得る役割例】

●行政担当者による若年性認知症支援コーディネーター等との連携支援

- 若年性認知症の人が孤立することなく、生きがいや希望をもって暮らすために、若年性認知症の人の生活に応じた総合的な支援を実施することは重要です。若年性認知症支援コーディネーターは若年性認知症の人の（就労を含めた）個別支援の要ですが、都道府県・政令市で数名の配置にとどまっています。市町村や都道府県の担当者には、市町村における認知症地域支援推進員と、都道府県・政令市における若年性認知症支援コーディネーターとが必要に応じて、円滑に連携できるような支援を行うことが期待されます。

- ピアサポート活動や地域の居場所など、市町村単位の取組をはじめとした若年性認知症の人の地域生活を支える地域資源について、認知症地域支援推進員から若年性認知症支援コーディネーターに情報提供を行うことは、認知症地域支援推進員が担い得る重要な役割の１つでしょう。
- また、若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員がお互いの視点を理解したうえで、若年性認知症の人への支援を実施することも、考えられる認知症地域支援推進員の役割です。就労支援をはじめ、若年性認知症の人がもつ課題と認知症の人がもつ課題の内容や優先事項は異なる場合があることに留意する必要があります。連携にあたっては、認知症地域支援推進員が若年性認知症支援コーディネーターや若年性認知症の人が活動する場に訪れたり、若年性認知症支援コーディネーターとケースを共有したりすることも有効かもしれません。

2.2. 認知症地域支援推進員が担い得るその他の活動

- 認知症基本法が目指す共生社会の実現に向けての市町村施策のなかでの認知症地域支援推進員の活動は基本計画に記載されたものに限定されるわけではなく、**各市町村で認知症地域支援推進員がどのような活動を担うことが最も効果的と考えられるかを、地域の実情に応じて検討することが重要**です。
- 国の基本計画や下記に記載されているもの以外にも多様な活動が行われています。認知症の人や家族等の生活を豊かにする産業・文化・スポーツ、民間企業等との橋渡しもその１つでしょう。こうした点を踏まえ、これからの各市町村における認知症地域支援推進員の位置付け・役割を共に話し合う必要があります。

図表３　認知症地域支援推進員が担い得るその他の活動（例）

推進員が担い得るその他の活動（例）	具体的な実施内容（例）
認知症の人や家族等が適切な相談窓口等につながりやすくするための活動	・認知症ケアパスの作成及び更新 ・かかりつけ医・認知症サポート医・認知症疾患医療センター等、医療機関との連携強化
認知症の理解の増進、普及啓発に関する活動	・サポーター養成講座の実施 ・ステップアップ講座の実施／チームオレンジの組成 ・捜索模擬訓練等、見守りに関する訓練・イベントの実施 ・普及啓発に関するイベント等の実施
認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進	・認知症の人や家族や企業等と連携した、使いやすいサービスづくりに向けた検討 ・公共機関等における認知症の人にやさしいデザインの導入

※本調査研究は、令和６年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として実施したものです。

令和６年度老人保健事業推進費等補助金　老人保健健康増進等事業
「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく
認知症施策のあり方に関する調査研究事業」

都道府県・市町村向け
認知症施策推進計画策定の手引き
別添資料
（各市町村での認知症地域支援推進員の位置づけ・役割の検討にあたって）

令和７年３月
株式会社日本総合研究所

〒141-0022　東京都品川区東五反田2-18-1　大崎フォレストビルディング
TEL：080-1203-5178　　FAX：03-6833-9480